

松前町事業者 賃上げ応援奨励金

従業員の賃金（基本給）を
引き上げる事業者を応援します！



最大

25万円の

奨励金を交付します

対象事業者

- ◆ 町内に本店がある中小企業
- ◆ 町内に本店があるか住所がある個人事業主
- ◆ 町内に主たる事務所がある一般社団法人（非営利型法人）、医療法人、学校法人、社会福祉法人、公益法人、漁業協同組合、農業法人など

主な給付要件

- ◆ 令和7年1月1日から同年12月31日までの間に正規従業員の基本給（賞与・手当を除く。）を2.5%以上引き上げ、引上げ後の賃金を支給していること。
- ◆ 今後も事業を継続する意思があること。
- ◆ 町税（督促手数料及び延滞金を含む。）を滞納していないこと。

詳細は **町奨励金特設ページ** をご確認ください。



（申請方法などは裏面へ）

申請期間

令和7年7月1日（火）から令和8年2月27日（金）まで

※ 郵送の場合は、締切日の当日消印有効

※ 申請期間内でも予算上限に達し次第、受付を終了することがあります。

奨励金額

正規従業員1人につき

5万円（上限：1事業者25万円）

申請方法

- メールによる申請
- 郵送又は窓口持参

提出書類

- ① 事業者賃上げ応援奨励金給付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 【法人の方】 履歴事項全部証明書又は直近の法人税の確定申告書の写し
【個人事業主の方】 令和6年分の所得税の確定申告書及びその確定申告書に添付された収支内訳書又は青色申告決算書の写し
- ③ 賃上げ率算定書（様式第2号）
- ④ 対象従業員に係る労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- ⑤ 対象従業員に係る賃金台帳（賃上げ前後の状況が分かるもの）の写し
- ⑥ 町税等の納税状況確認同意書（様式第3号）
- ⑦ 誓約書（様式第4号）



※ 上記のほか、必要な書類の提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

【提出先・問い合わせ】

松前町産業課 商工振興係

〒791-3192 松前町大字筒井631番地

TEL：089-985-4120（平日午前8時30分～午後5時15分） FAX：089-985-4148

✉：212syoko@town.masaki.ehime.jp



賃金引上げに関する支援情報

- 賃上げに取り組む企業に対し、国は税制や補助制度により支援しています。この奨励金をきっかけに、国の支援制度の活用をご検討ください。
- 非正規雇用従業員に対する賃上げ支援は、厚生労働省のキャリアアップ助成金の活用をご活用ください。
- 詳しい情報は、右の二次元コードから国のホームページ（厚生労働省）をご確認ください。

賃金引き上げ
特設ページ



キャリアアップ
助成金

